

未就学児の保護者の皆さま

令和元年 10月1日 から
幼児教育・保育の 無償化 が始まります。

- ① 認定こども園（幼稚園部分）、幼稚園（新制度移行園）を利用する子どもの保護者の方



【対象者・利用料】

- 3～5歳までの全ての子どもの利用料が無償化されます。

- ✿ 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
- ✿ 10月以降も、通園送迎費、食材料費、行事費などは保護者負担となります。なお、認定こども園を利用される方は 10月以降新たに副食費（おかず代等）が園から徴収されることとなりますので、ご理解・ご協力をお願いします。
(年収360万円未満相当世帯の子どもと全ての世帯の第3子以降の子どもについては、おかず代等の費用が免除されます。)

- 満3歳の誕生日から直近の3月31日までの間にある子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

- ✿ さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、保育所等を利用する子どもから小学校3年生までの間にある最年長の子どもを第1子とカウントして、第2子は半額、第3子以降は無償となります。(現行制度を継続)
(年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。)

お問合せ先

中間市役所保健福祉部こども未来課子育て係

電話番号：093-246-6248

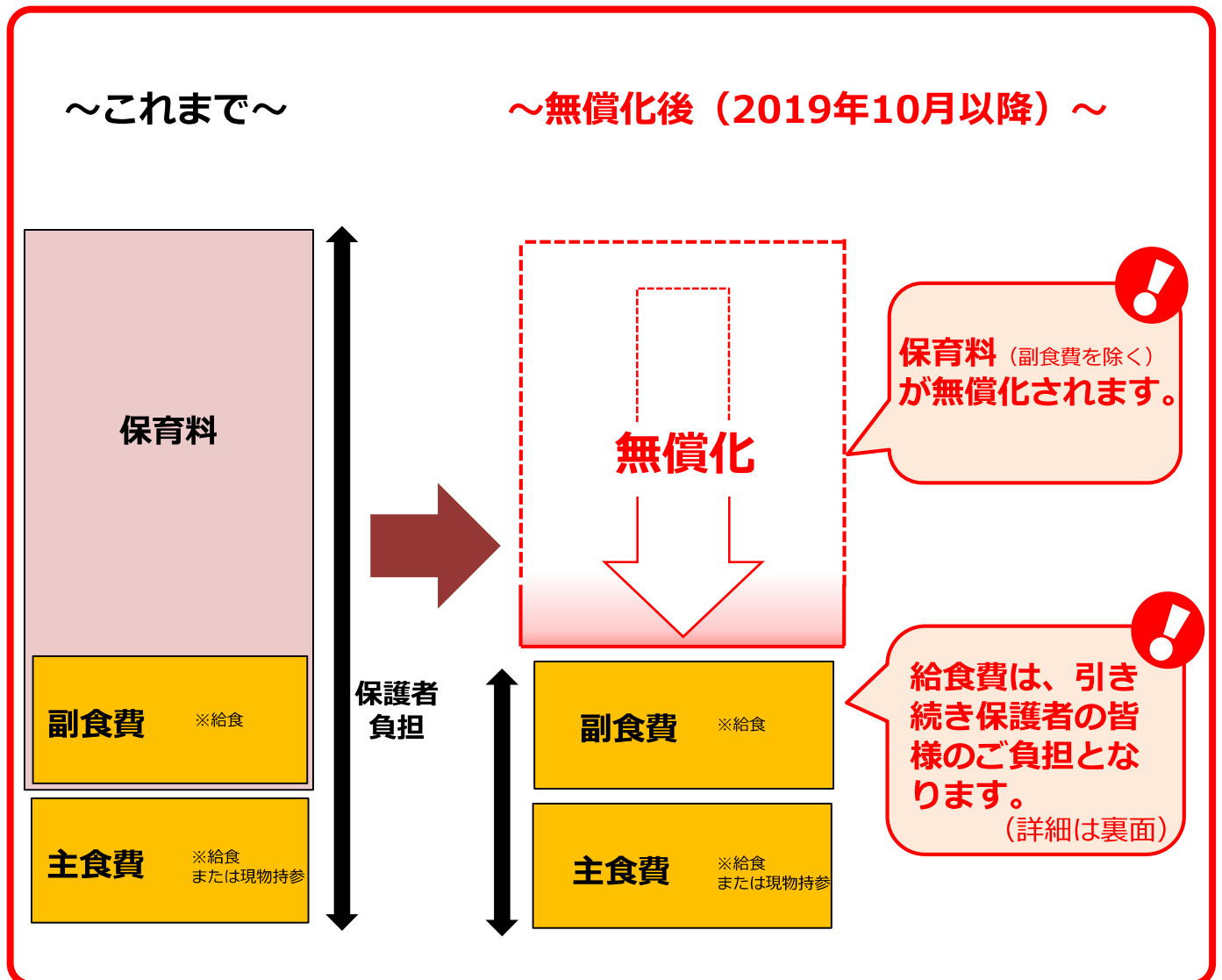
3～5歳児の保護者の皆様へ（0～2歳児には、副食費はありません。）

10月から、保育料が無償化されます

○ 2019年10月から、3～5歳のお子様については**保育料が無償化**されるため、市町村にお支払いいただく必要がなくなります。

○ **保育所の給食の材料にかかる費用（給食費）**については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、**無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。**

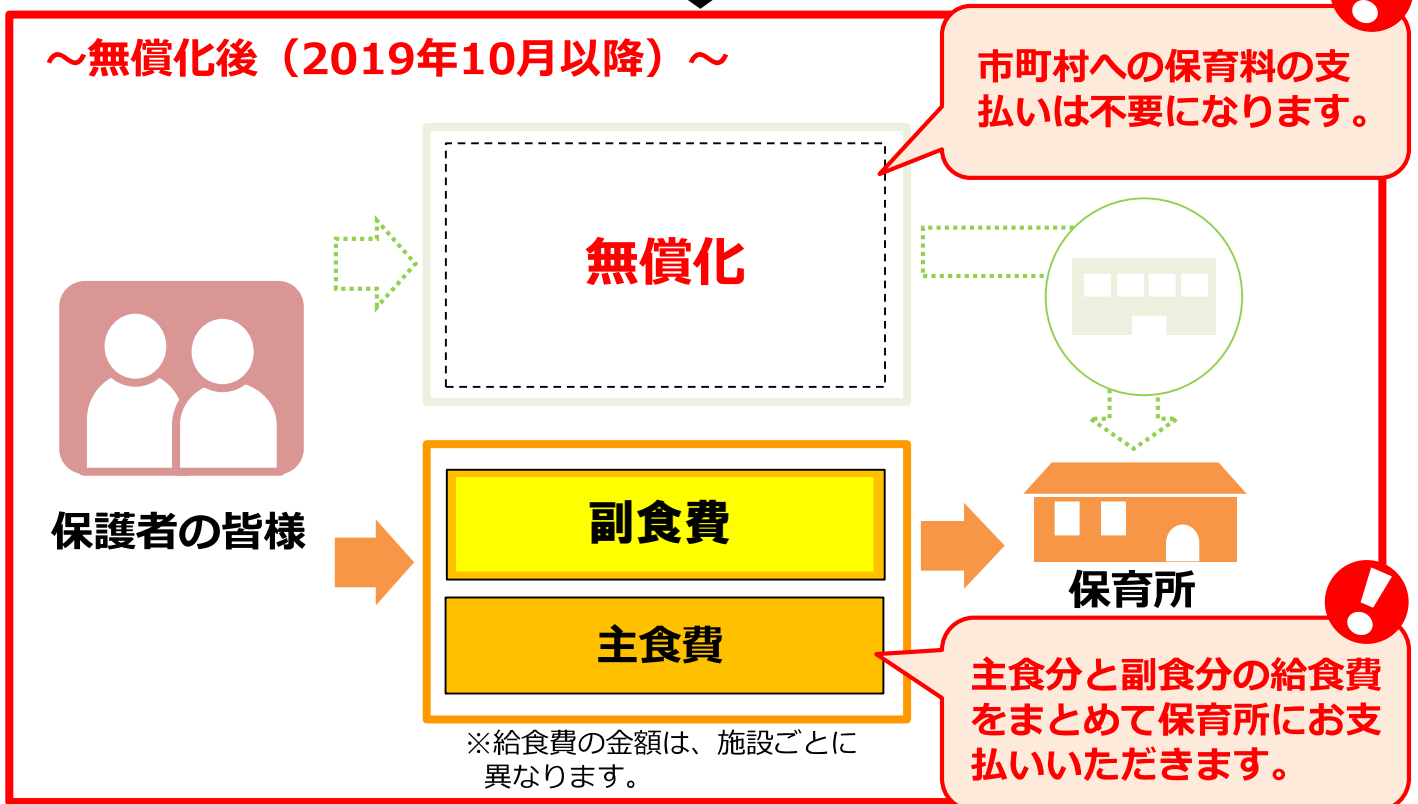
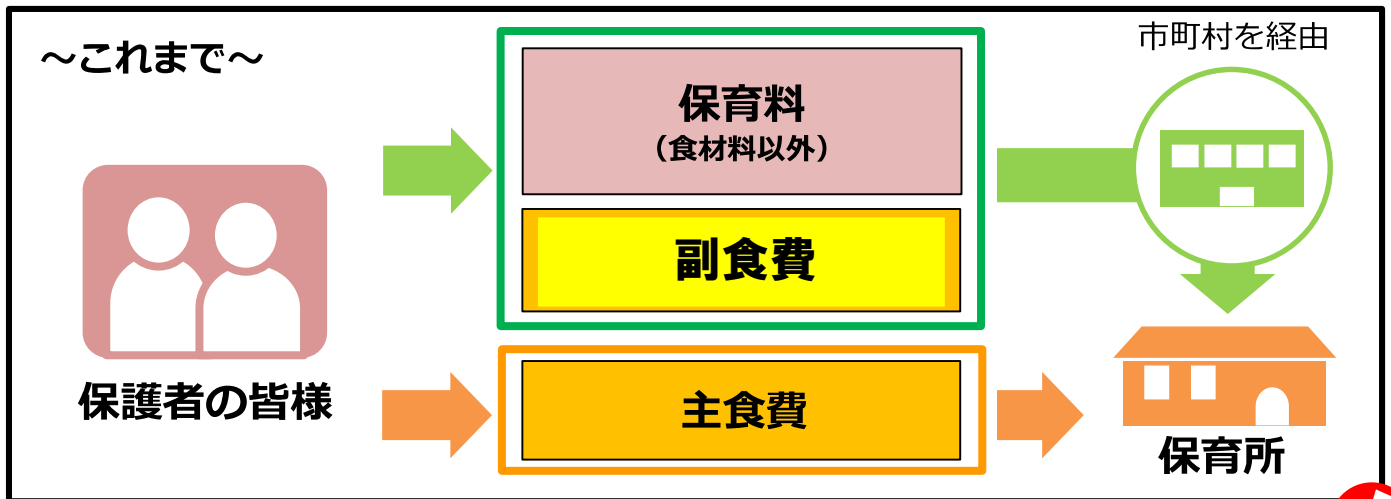
（詳細は裏面をご覧ください。）



※ただし、下記の子どもについては副食費免除になります。
（免除対象者には後日、園を經由してお知らせします。）

- ・ 年収360万円未満相当世帯の子ども
- ・ 所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども
（第3子の基準は小学校3年生修了前の児童数で算定）

- 現在、3～5歳児の給食費分は、
 - ・主食（お米など）分については直接、
 - ・副食（おかず）分については（保育料の一部として）市町村を通じて、保育所にお支払い、または現物を持参していただいております。
- 今般、幼児教育・保育は無償化されますが、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則です。ただし、無償化に伴い、**今後は、主食分と副食分の給食費をまとめて保育所にお支払いいただくこととなりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。（金額は各園にお尋ねください）**



問い合わせ先:中間市保健福祉部こども未来課
TEL:093-246-6248